

INFORMATION FROM JAF

●JAFからの公示・お知らせ

2014年JAF国内競技車両規則の制定（改正概要）

[公示No.2013-073]

* 年号の修正については省略

I. 第1編 レース車両規定：

第1章 車両の分類

改正なし

第2章 レース車両の排気音量規制

改正なし

第3章 公認車両および登録車両に関する一般規定

改正なし

第4章 公認車両および登録車両に関する安全規定

1. 6.3.2.1.3) ルーフの補強を下記の通り改める。

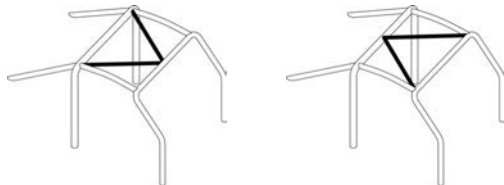
2006年1月1日以降に公認または登録された車両についてののみ：

ロールケージの上部は、第4-17図、第4-18図および第4-19図のいずれか1つに合致していなければならない。この補強はルーフのカーブに沿って構わない。

第4-17図の場合に限り、1本の部材のみを取り付けることが許されるが、その前部の接続はドライバー側になければならない（第4-17A図および第4-17B図参照）。

この補強の端は、ロールバーと部材との連結部から100mm未満でなければならない（第4-18図と第4-19図の補強におけるV字型の頂点には適用されない）。

第4-17図～第4-17B図（略）



第4-18図

第4-19図

2014年1月1日以降に公認または登録された車両についてののみ：

V字型の頂点のパイプの交差部：

パイプ同士がお互いに接合していない場合、それらのパイプの間の距離は、ロールバーあるいは横方向の部材との接合部において、100mmを超えてはならない。

2. 6.3.2.2.3) バックステーの斜行部材（第4-26図）を下記の通り改める。

ルーフの補強が第4-19図に合致したものであるならば、第4-26図の構成を第4-27図に置き換えることができる。2014年1月1日以降に公認または登録された車両についてののみ：

第4-19図に従ったルーフの補強が使用されている場合、第4-27図の構成が義務付けられる。

第5章 量産ツーリングカー（N1）

改正なし

第6章 特殊ツーリングカー（N2）

1. 3.11) 燃料供給装置を下記の通り改める。

自由。ただし、インジェクターは各シリンダーにつき基本車両の数を最大とする。

第7章 グランドツーリングカー-300（JAF-GT300）規定

※内容についてはJAFホームページに掲載しております「JAFモータースポーツニュースNo.246(2013年8月12日発行)」をご確認ください。

第8章 グランドツーリングカー-500（JAF-GT500）

※内容についてはJAFホームページに掲載しております「JAFモータースポーツニュースNo.246(2013年8月12日発行)」をご確認ください。

第9章 競技専用車両(ナショナルフォーミュラ)に関する定義

改正なし。

第10章 フォーミュラJ1600（FJ1600）

改正なし。

第11章 スーパーFJ（S-FJ）

1. 2.8.4) を下記の通り改める。

車両の底部を保護するため、スキッドをフラットボトム区画の外に配置することができるが、本規則第2条「車体と寸法」は遵守されなければならない。なお、スキッドの端部は半径5mm以上の面を持つこととする。

第12章 フォーミュラ4（F4）

1. 2.5.4) および2.5.5) を下記の通り改める。

2.5.4) 車両の底部を防護するため、スキッドをフラットボトム区画の外に配置することができるが、本規則第2条「車体と寸法」を遵守しなければならない。なお、スキッドの端部は半径5mm以上の面を持つこととする。

2.5.5) フロントホイール軸より前方と車両の縦方向軸の中心線から200mm以上離れたすべての車体構造は、“フラットボトム”により形成される平面より車両上方になければならない。

2. 4.6) 排気管を下記の通り改める。
 排気管の出口は、後方に向けなければならない、水平面から60度以内の上方に向けることが許容される。
 排気管の高さは、地面から600mmの水平面以下でなければならない。
 走行中の可変装置は禁止される。また、1.8.1)で使用が禁止される材質を除き、排気管の材質は、サイレンサーを含み自由とする。
 触媒装置の装着を義務付ける。装着する触媒装置は、JAFに申請し、承認を受けなければならない。
3. 9.1.1) を下記の通り改める。
 ブレーキディスクは鉄製に限る。また、パッド摺動面に溝切り加工をされたディスクの使用は許される。ただし、パッド摺動面への穴あけは禁止する。

第13章 スーパーフォーミュラ (SF)

※内容についてはJAFホームページに掲載しております「JAFモータースポーツニュースNo.246 (2013年8月12日発行)」をご確認ください。

第14章 リブレ (その他の車両) (NE)

改正なし。

II. 第2編 ラリー車両規定:

第1章 一般規定

1. 第2条車両の定義を下記の通り改める。
 2.1) ~2.2) (略)
 2.3) ラリーRPN車両 (RPN車両)

JAF登録車両 (同一車両型式の最も古いJAF登録年が2006年の1月1日以降の車両) で、道路運送車両の保安基準 (昭和26年運輸省令第67号) に適合し、かつメーカーラインオフ時の諸元が変更されていないもの (当該自動車の自動車検査証の型式指定番号欄に型式指定番号が記載されているもの。ただし、本編第4章の規定に基づく改造についてはこの限りではない。また、1997年以後のJAF国内競技車両規則に基づき、ロールバーの装着に伴う乗車定員変更のための構造等変更検査手続きを行った車両は除く。) で、第4章RPN車両用改造規定に従った道路運送車両法による自動車登録番号標 (車両番号標) を有し、運行の用に供することができる (自動車検査証の有効期間内) 車両とする。

参加者は、車両の主要諸元を証明するための当該自動車製造者発行のカタログ、パンフレット等 (新型車解説書、整備解説書等を含む) を常に携帯することが義務付けられる。

2.4) ラリーRF車両 (RF車両)

道路運送車両の保安基準 (昭和26年運輸省令第67号) に適合し、本編に従った自動車登録番号標 (車両番号標) を有する車両。

参加者は、車両の主要諸元を証明するための当該自動車

製造者発行のカタログ、パンフレット等 (新型車解説書、整備解説書等を含む) を常に携帯することが義務付けられる。

2.5) ~2.7) (略)

2. 第7条最低重量を下記の通り改める。
 各車両の最低重量は下記の通りとし、競技中いかなる時でもこの値以上の重量を有していなくてはならない。

7.1) ~7.2) (略)

- 7.3) RPN車両、RF車両およびAE車両についてはカタログに記載された車両重量から当該車両の燃料タンク容量に比重0.74を乗じた値 (小数点以下切り捨て) を減じ、これに安全装備 (ロールケージ等) の重量として35kgを加えた値とする。ただし、本章第5条に従い換算した後の気筒容積が2,000cc以下の車両については、上記35kgを加えない値とする。

同一車両型式に複数の車両重量が設定されている場合は、その最小値を当該車両の車両重量として適用する。また、同一車両型式に過給器付と過給器なしの両仕様が存在する場合は、各々に設定されている車両重量の最小値を適用する。

- 7.4) 重量計測の条件は下記の通りである。

①~③ (略)

④スベアホイール:

- ・RN車両については、最大1本までのスベアホイールを搭載する (スベアホイールを2本搭載している場合は、計測前に1本を取り外す)。
- ・RJ車両、RPN車両、RF車両およびAE車両については、スベアホイールの重量は含まない。

- 7.5) バラストの搭載は安全上の理由から原則として認められない。ただし、やむを得ずバラストを積み場合は、第1編レース車両規定第3章3.3) に従うとともに、競技会技術委員長の確認を受けなければならない。

なお、RPN車両およびAE車両は、バラストを搭載することができない。

第2章 安全規定

1. 4.2) を下記の通り改める。

すべてのRPN車両、RF車両およびAE車両は、下記のロールケージを装着すること。ただし、第1種ラリーに出場するRPN車両およびAE車両についてはロールケージを装着することを推奨とする。

第3章 RN/RJ車両用改造規定

1. 3.17) を下記の通り改める。

過給器付きエンジンについては下記の規定が適用される。

① (略)

- ②すべての過給器のコンプレッサーハウジングの吸気側にいかなる温度条件下においても最大内径33mm (外径: 39mm未満) のリストラクターを装着しなければならない。ただし、並列する2基のコンプレッサーを有するエンジンの場合、各コンプレッサーの吸気内径は最大22.6mmに制限される。

③~⑧ (略)

2. 7.1.1) を下記の通り改める。

ブレーキライニング (パッド) については変更することが許される。またその取り付け方式 (リベット・接着等) を変更することも許される。

3. 8.2) を下記の通り改める。

ステアリングホイールは、外径350mm以上のもので、駆取装置の衝撃吸収装置に影響を与えないものであれば、ステアリングホイールハブを含み変更することができる。ただし、クイックリリースタイプは認められない。

第4章 RPN車両用改造規定を追加する。

第1条 一般改造規定

第1章一般規定、第2章の安全規定および本章の一般改造規定で課せられている以外、すべての改造は禁止される。車両の構成要素は当初の機能を保持しなければならない。本規定によって許可されていないすべての改造は、明確に禁止される。

改造の範囲や許可される取付けは下記（第2条～第8条）に規定される。

第2条 エンジン

2.1) エンジンおよび補機：エンジンルーム内に機械部品を隠すことを目的としたプラスチック製エンジンシールドは、美観を保つこと以外に機能を有さないものであれば、取外しても良い。

2.1.1) フライホイール：クラッチを変更する場合に限り、他のものに変更および交換することができる。ただし、数の変更ならびにカーボン製の使用は許されない。

2.1.2) エンジンマウント：エンジンおよびギアボックスの取付けマウントのラバー部材は同一材質で形状・硬度を変更することは自由。

2.2) 点火装置

2.2.1) スパークプラグ、ハイテンションコードの銘柄、型式は自由。

2.3) 吸気装置

2.3.1) フィルター：フィルターカートリッジの変更は、当初のものと同じ方式のものであれば認められる。

2.4) 冷却装置

2.4.1) サーモスタットおよび冷却ファンの作動開始時の温度は制御方式を含み自由。

2.4.2) ラジエーターキャップの変更が許される。

第3条 シャシー

3.1) 最低地上高：9cm（アンダーガードを含む）とする。また、車両の1つの側面のすべてのタイヤの空気が抜けた場合であっても、車両のいかなる部分も地表に接してはならない。このテストは出走状態で（ドライバーが搭乗し）平坦な面上で行われる。

3.2) ラバーマウントおよびブッシュ：ラバーブッシュは材質の変更が無いことを条件に硬度の変更が許される。ただし、マフラーマウント（取付具）を除き、取付軸は変更しないこと。

第4条 駆動装置

4.1) クラッチ：クラッチディスクおよびクラッチカバーは、数および直径を除き変更することができる。ただし、カーボン製（カーボン含有率がすべてを占めるもの）の使用は認められない。

4.2) シフトレバー：シフトノブの変更は許される。

4.3) ディファレンシャル：フロント・センター・リアディファレンシャルは、数を変更しなければボルトオンで取付けられるリミテッドスリップデフ（ビスカスカップリングを含む）を取付けることができる。ただし、元のケースを使用すること。また、これに関連するドライブシャフトは、同一車両型式内に使用されているものであれば変更することができる。

4.4) 最終減速比：ギア比の変更は、ボルトオンを条件に許される。

第5条 サスペンション

材料の追加によるサスペンションおよびその取付け部の補強を認める。サスペンションの補強部が、中空体を作ることにはならない。部分的であっても、全体的であっても複合素材（カーボンコンポジット）から成るサスペンション部材は禁止される。

5.1) スプリング：数は、スプリングを連続して取付けることを条件として自由。

長さ、コイルの巻数、ワイヤーの直径、外径、スプリングの種類も自由。ただし、下記に従うこと。

スプリングの形状は、調整できる構造部分がスプリングシートの一部で、当初のサスペンション部分または車体部分から分離している（取外せる）場合、スプリングシートは調節できるものであっても良い。

①ばねに損傷があり、左右のばねのたわみに著しい不同がないこと。

②溶接、肉盛または加熱加工を行わないこと。

③ばねの端部がブラケットから離脱しない（遊びがない）こと。

④切断等によりばねの一部または全部を除去しないこと。

⑤ばねの機能を損なうおそれのある締付具を有さないこと。

⑥ばねの取付け方法はその機能を損なうおそれのないこと。

5.2) ショックアブソーバー：材質を含み自由。ただし、カーボン材は使用できない。車高調整機構（ネジ式、Cリング等）を伴うものに変更（使用）することができる。別タンク式（別タンクの車体への取付けは許されない）のものに変更（使用）すること、アッパーマウントをビロボール（キャンパー調整機構のみ付加されたものを含む）に変更することができる。ただし、それらの数、形式、作動原理は変更してはならない。遠隔操作による減衰力調整機構への変更は許されない。

5.3) スタビライザー：ブッシュ・ブラケット（リンクを含む）を含み変更することができるが、取付けはボルトオンによるものとし、車室内から調整可能であってはならない。新規取付および取外すことは許されない。

第6条 制動装置

6.1) ブレーキパッド：ブレーキシュー、ライニングパッドの材質変更を含み交換、変更は許される。ただし、カーボン材（カーボン含有率がすべてを占めるもの）は使用できない。

6.2) バックプレート：保護用プレートは取外したり曲げても良い。

6.3) その他：ブレーキディスクやホイールに集積した泥をかき出す装置を追加しても良い。ブレーキキャリパー内のピストンの背後にノックバック防止を目的としたスプリングの追加が許される。また、マスターシリンダーストッパーを追加することができる。

第7条 タイヤおよびホイール

7.1) ホイール

下記条件を満たしたホイールの使用が許される。

①RPN車両に装着するホイールは、車両の総排気量に従って定められる下記の最大直径および最大幅を超えていないこと。ただし、同一車両型式のカタログに記載されているホイールの直径および幅が下記の数値を超えている場合は、カタログに記載されている数値を最大値とすることができる。

－総排気量が1,400cc以下の車両：最大直径14インチ、最大幅6インチ

－総排気量が1,400ccを超え2,000cc以下の車両：最大直径16インチ、最大幅7インチ

－総排気量が2,000ccを超える車両：最大直径17インチ、最大幅7.5インチ

②部分的であっても複合素材から成るホイールの使用は禁止する。

③ホイールの材質はスチール製またはJWLマークのある軽合金製（アルミ合金製、マグネシウム合金製など）とする。

④ホイールナットの材質および形状の変更は許されるが、ホイールスペーサーの使用は認められない。

ホイールに間隔保持のための部材を溶接することはホイールスペーサーの使用とみなされる。また、アクスルハブに間隔保持のための部材を取り付けることは、その取り付け方法の如何にかかわらずホイールスペーサーの使用とみなされる。

⑤ホイールの寸法を小さくすることは許される。

⑥いかなる場合にも、車両のトレッドを拡大することは認

められない。ただし、ホイールの変更に伴う最小限のトレッドの変化は許される。

⑦ホイールに追加される排風装置の装着は認められない。

7.2) タイヤ

前項規定に合致したホイールを適用リムとし、これに装着できるタイヤとしてJATMA YEAR BOOKに記載されているもの、またはこれと同等なものであり、かつ下記の条件を満たしていなければならない。

①公道走行が認められている一般市販タイヤに限られ、競技専用タイヤの使用はいかなる場合でも認められない。

②タイヤおよびホイールは、いかなる場合も他の部分と接触しないこと（ステアリングを左右に最大に操作した場合等に、タイヤおよびホイールが他の部分と接触しないこと）。

③タイヤおよびホイールは、フェンダーからはみ出さないこと。

④タイヤの溝は常に1.6mm以上あること。

⑤いかなる場合であっても、タイヤに対する加工は許されない。

⑥タイヤのウォームアップ、溶剤塗布などは認められない。

⑦スパイクタイヤの使用は認められない。

⑧タイヤ内部に空気以外のものを充填することは禁止される。

7.3) スペアホイール

車両には1本または複数のスペアホイールを搭載しなければならない（ただし、当初の車両に搭載されていない場合はこの限りではない）。スペアホイールは必ずしっかりと固定されていなければならない。

第8条 車体

車体まわりおよび車室内に追加・変更等する蓋然性が高く、安全の確保および公害の防止上支障がない第4編付則に定める「アクセサリ等の自動車部品」の取付け、取外し、変更が許される。

8.1) 車体外部

8.1.1) 空力装置

第4編付則「アクセサリ等の自動車部品」に示された空気流を調整するための前後スポイラーを新たに装着、交換することができる。ただし、何れの場合でも下記事項に留意すること。

①堅ろう（亀裂がない）で運行に十分耐えるものであること。

②装着部位の車幅を越えてはならず、当該車両の車体最高部位を越えないこと。

③新たに装着、交換する前のオーバーハングを越えてはならない。

④鋭い突起を有していないこと。

⑤振動、衝撃等により緩みを生じないこと。

⑥第4編付則に定める「エア・スポイラの構造基準」を参照すること。

また、内部構造が剥き出しにならないことを条件にフロント・リアスポイラー、サイドスカート（フロントフェンダーアーチ後端からリアフェンダーアーチ前端までのサイドステップ部分）およびリアスカートの部品を取外すことができる。

8.1.2) フロントスポイラー：装着・変更が許される。ただし、一体型を含みバンパーの変更は許されない。

8.1.3) リアスポイラー：装着・変更が許される。ただし、トラックおよびリアゲートとの一体型は許されない。

8.1.4) サイドスカート：装着・変更が許される。（フロントフェンダーアーチ後端からリアフェンダーアーチ前端までのサイドステップ部分）

8.1.5) マッドフラップ

マッドフラップは以下の条件の下で装着することができる。

-柔軟な材質で作られていなくてはならない。

-排気管等に干渉してはならず、車体外側表面部位は外側

に向けて尖っていたり、鋭い部分がないこと。

-それらは各ホイールの少なくとも全幅を覆っていなくてはならないが、前輪、後輪の後方ではマッドフラップに覆われていない部分が車両の幅の1/3以上あること（第4-1図を参照）。

第4-1図（略）

-リアホイールの前方のマッドフラップの左右の間には、少なくとも20cmの隙間がなくなくてはならない。

-これらのマッドフラップの底部は、車両に誰も乗車せず、停止した状態で、地表から10cm以上の所にあつてはならない。

-垂直投影面にあって、これらのマッドフラップは車体から突出してはならない。

前方へのはねを防ぐためのマッドフラップは、柔軟な材質で作られ、競技の特別規則書がそれらを認めるか、要請する時に車両の前方へ取付けることができる。それらは、車両の全幅より突出してはならず、また当初の全長より10cm以上長いものであってはならない。また、フロントホイールの前方ではマッドフラップに覆われていない部分が車両の幅の少なくとも1/3以上なければならない。

8.1.6) アンダーガード

車体下部を保護することを目的とした空力効果を生じない取り外し可能な保護体を取付けることが許される。

8.2) 車体内部

8.2.1) コクピット：次の付属品のみ取付けが許される。スペアコンプリートホイール、工具、安全装置、通信装置。

コクピット内に位置するヘルメットと工具の収納容器は、非可燃性の材質で作られていなければならない。それは火災の場合に有毒ガスを発生してはならない。

8.2.2) 換気装置：オリジナルの換気装置（デフロスター、ヒーター）を保持しなければならない。

8.2.3) エアコン：全車標準装備とされているエアコンについては、取り外しは認められない。

8.2.4) 内装：車室内の見える範囲のすべての部品は削除することができない。ただし、下記に記載されたものを除く。

①フロアマット類およびアンダーコート

②ネジ等のカバー類

③元の座席位置に隔壁（8.2.11）を設置することにより運転席と空気の流入が遮断された車室外となる内装。

④ロールバーの装着に伴う最小限の内装切除。

⑤2ボックス車の着脱式リアシェルフは取外しても良い。

8.2.5) ステアリングホイール：外径（最大径）350mm以上のもので、下記の条件を満たしたものと交換することができる。

①スポーク部とボス部は堅固な取付け構造とし、衝撃を受けた場合に容易に脱落する恐れのないこと。

②計器盤の視認性を阻害しない形状をしていること。

③光の反射による運転の妨げとなるような部分がないこと。

④ステアリングホイールの変更により、かじ取装置の衝撃吸収装置に影響を与えるものでないこと。

⑤クイックリリースタイプでないこと。

8.2.6) フットレスト・ペダルカバーおよびヒールプレート等：装着することができる。ただし、確実に取付けること。

8.2.7) 追加アクセサリ：車両の美観または居住性に関する付属品（照明、暖房、ラジオ等）といった、車両の動きに及ぼす影響も及ぼさないものはすべて、制限なく認められる。ただし、これらの付属品が、例え間接的であっても、エンジン、ステアリング、強度、トランスミッション、ブレーキ、ロードホールディングの効率に影響を及ぼすことがないという条件の下に限る。

グローブボックスに追加区画を設けたり、ドアにポケットを追加することができる。ただし、オリジナルのパネルを使用すること。

8.2.8) 一般消耗品：次の消耗品は、変更（同等品）が許される。

12Vバッテリー、オイルフィルター、エアフィルター、ワイパーブレード、バルブ等。

8.2.9) 障害者用操作装置:障害者用操作装置を装着することができる。ただし、健常者は使用しないこと。

8.2.10) 座席:変更することが許される。変更する場合は下記の規定を満たすこと。変更の有無に拘わらず乗車定員分の座席を有すること。

- ①座席の幅×奥行は400mm×400mm以上確保すること。
 - ②座席面上で座席前端より200mmの点から背もたれに平行な天井までの距離は800mm以上確保すること。
 - ③座席および当該座席の取付け装置は衝突時に乗員から受ける衝撃力、慣性力等の荷重に耐えるものでなければならない。
 - ④座席の後面部分(ヘッドレストを含む)は、衝突等で当該座席の後席乗員の頭部等が当たった場合に衝撃を吸収することができる構造でなければならない。
 - ⑤追突等の衝撃を受けた場合に乗員の頭部が過度に後傾するのを抑止することができる装置(ヘッドレスト)を備えるかまたは座席自体が同等の効果を有する構造でなければならない。
- なお、変更する座席および座席取付け装置は、上記のほかFIA国際モータースポーツ競技規則付則J項第253条を満たしたものであることが望ましい。

8.2.11) 隔壁:ロールバーの装着による乗車定員変更に伴い後部座席を除去した場合、難燃性の隔壁板を溶接、リベットおよびビスにより取付けることができる。ただし、隔壁板は後方視界に支障が出ない範囲に設置され、ロールバーやタワーバーと連結されてはならない。

8.3) 補強

8.3.1) 車体(排気系を含み)、ならびにサイドシル・各メンバー等の空洞部を補強することができる。ただし、使用される材料が当初の形状に沿い、またそれと接触しており、補強によって標準部品の取付けに影響があってはならない。

懸架部分(パネ上)の補強は、使用される材質が当初の形状に沿い、それに接触しているならば許される。

8.3.2) タワーバー:メーカーラインオフ時に当初から装着されているタワーバーについては、取付点を変更しなければ他のものに変更することができる。また、サスペンションのアップマウント取付けボルトのみを使用して取付けられているものであれば、サスペンション形式を問わず取付けおよび変更は許される。マスターシリンダーストッパーの装着が許される。ただし、その取付けに当り内張りを改造する場合は最小限にとどめること。

第9条 電気系統

9.1) 灯火

9.1.1) 前部霧灯(フォグランブ)

追加、変更は認められるが、取り付けのためやむを得ずバンパー等を切除する場合は、必要最小限の範囲にとどめること。また前部霧灯の取り付け、取り外しに伴う全長の変化は、自動車検査証の長さ欄に記載されている数値から±3cmの範囲でなければならない。また、いかなる場合も下記の基準を満たしていなければならない。

- ①同時に3個以上点灯する構造のものでないこと。
- ②照射光線は他の交通を妨げないものであること。
- ③照明部の上縁の高さが地上0.8m以下であって、すれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下、下縁の高さが地上0.25m以上となるように取り付けられていること。
- ④照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていること。
- ⑤灯火の色は白色または淡黄色であり、そのすべてが同一であること。
- ⑥前部霧灯は左右同数であり(前部霧灯を1個備える場合を除く)、かつ前面が左右対称である自動車に備えるものにあつては、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること。
- ⑦取り付け部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわない構造であること。

第5章 RF車両用改造規定

改正なし

第6章 AE車両用改造規定

1. 第9条電気系統を追加する。

9.1) 灯火

9.1.1) 前部霧灯(フォグランブ)

追加、変更は認められるが、取り付けのためやむを得ずバンパー等を切除する場合は、必要最小限の範囲にとどめること。また前部霧灯の取り付け、取り外しに伴う全長の変化は、自動車検査証の長さ欄に記載されている数値から±3cmの範囲でなければならない。また、いかなる場合も下記の基準を満たしていなければならない。

- ①同時に3個以上点灯する構造のものでないこと。
- ②照射光線は他の交通を妨げないものであること。
- ③照明部の上縁の高さが地上0.8m以下であって、すれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下、下縁の高さが地上0.25m以上となるように取り付けられていること。
- ④照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていること。
- ⑤灯火の色は白色または淡黄色であり、そのすべてが同一であること。
- ⑥前部霧灯は左右同数であり(前部霧灯を1個備える場合を除く)、かつ前面が左右対称である自動車に備えるものにあつては、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること。
- ⑦取り付け部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわない構造であること。

Ⅲ. 第3編 スピード車両規定:

第1章 一般規定

改正なし

第2章 スピードP車両規定

1. 1.5) けん引用穴あきブラケットを下記の通り改める。

すべての車両は、前後にけん引用穴あきブラケットを備えなければならない。このけん引用穴あきブラケットは、車両をけん引して移動するのに取付け部分も含め十分な強度を有していなければならない。車両が砂地に停車したときでも使用が可能な位置に取り付けられていなければならない。

新たに金属製のけん引用穴あきブラケットを装着する場合は下記の要件を満たすこと。

- ①材質は、スチール製でなければならない。
 - ②最小内径:50mm(車両に装着した状態で直径50mmおよび長さ50mmの丸棒が通ること)。
 - ③内径の角部はRを付けて滑らかにすること。
 - ④板製の場合、最小断面積(取付け部分も含む):
100mm²
 - ⑤丸棒の場合、最小直径:10mm
 - ⑥黄色、オレンジ色、あるいは赤色に塗装されていること。
- なお、可倒式、および上記②を満たすケーブルフープ式(ダートトライアル競技を除く)も許される。

第3章 スピードPN車両規定

1. 1.5) けん引用穴あきブラケットを下記の通り改める。

すべての車両は、前後にけん引用穴あきブラケットを

備えなければならない。このけん引用穴あきブラケットは、車両をけん引して移動するのに取付け部分も含め十分な強度を有していなければならない。車両が砂地に停車したときでも使用が可能な位置に取付けられていなければならない。

新たに金属製のけん引用穴あきブラケットを装着する場合は下記の要件を満たすこと。

- ①材質は、スチール製でなければならない。
- ②最小内径：50mm（車両に装着した状態で直径50mmおよび長さ50mmの丸棒が通ること）。
- ③内径の角部はRを付けて滑らかにすること。
- ④板製の場合、最小断面積（取付け部分も含む）：100mm²
- ⑤丸棒の場合、最小直径：10mm
- ⑥黄色、オレンジ色、あるいは赤色に塗装されていること。

なお、可倒式、および上記②を満たすケーブルフープ式（ダートトライアル競技を除く）も許される。

2. 4.2) を下記の通り改める。

最低重量：当該自動車製造者発行のカタログ等に記載された主要諸元一覧表の同一車両型式に設定されている車両重量の内、最小値とする。ただし、同一車両型式に過給器付（ターボチャージャー、スーパーチャージャー等）と過給器無の両仕様が存在する場合は、各々に設定されている車両重量の最小値とする。

バラストは搭載することができない。

第4章 スピードN車両規定

1. 1.6) けん引用穴あきブラケットを下記の通り改める。

すべての車両は、前後にけん引用穴あきブラケットを備えなければならない。このけん引用穴あきブラケットは、車両をけん引して移動するのに取付け部分も含め十分な強度を有していなければならない。車両が砂地に停車したときでも使用が可能な位置に取付けられていなければならない。

新たに金属製のけん引用穴あきブラケットを装着する場合は下記の要件を満たすこと。

- ①材質は、スチール製でなければならない。
- ②最小内径：50mm（車両に装着した状態で直径50mmおよび長さ50mmの丸棒が通ること）。
- ③内径の角部はRを付けて滑らかにすること。
- ④板製の場合、最小断面積（取付け部分も含む）：100mm²
- ⑤丸棒の場合、最小直径：10mm
- ⑥黄色、オレンジ色、あるいは赤色に塗装されていること。

なお、可倒式、および上記②を満たすケーブルフープ式（ダートトライアル競技を除く）も許される。

2. 4.2) を下記の通り改める。

最低重量：当該自動車製造者発行のカタログ等に記載された主要諸元一覧表の同一車両型式に設定されている車両重量の内、最小値とする。ただし、同一車両型式に過給器付（ターボチャージャー、スーパーチャージャー等）と過給器無の両仕様が存在する場合は、各々に設定されている車両重量の内、最小値とする。なお、ダートトライアル競技に参加する車両は、当該自動車製造者発行のカタログ等の主要諸元一覧表の車両重量（同一車両型式）に設定されている車両重量の内、最小値とする。ただし、同一車両型式に過給器付（ターボチャージャー、スーパーチャージャー等）と過給器無の両仕様が存在する場合は、各々に設定されている車両重量の最小値とし、その車両重量から50kg増量された値とする。

バラストは搭載することができない。

第5章 スピードSA車両規定

1. 1.6) けん引用穴あきブラケットを下記の通り改める。

すべての車両は、前後にけん引用穴あきブラケットを備えなければならない。このけん引用穴あきブラケットは、車両をけん引して移動するのに取付け部分も含め十分な強度を有していなければならない。車両が砂地に停車したときでも使用が可能な位置に取付けられていなければならない。

新たに金属製のけん引用穴あきブラケットを装着する場合は下記の要件を満たすこと。

- ①材質は、スチール製でなければならない。
- ②最小内径：50mm（車両に装着した状態で直径50mmおよび長さ50mmの丸棒が通ること）。
- ③内径の角部はRを付けて滑らかにすること。
- ④板製の場合、最小断面積（取付け部分も含む）：100mm²
- ⑤丸棒の場合、最小直径：10mm
- ⑥黄色、オレンジ色、あるいは赤色に塗装されていること。

なお、可倒式、および上記②を満たすケーブルフープ式（ダートトライアル競技を除く）も許される。

2. 4.3.1) および4.3.2) を下記の通り改める。

4.3.1) ジムカーナ競技（舗装路面で行うその他の種目を含む）に参加する車両は、当該自動車製造者発行のカタログに記載された主要諸元一覧表の同一車両型式に設定されている車両重量の内、最小値とする。ただし、同一車両型式に過給器付（ターボチャージャー、スーパーチャージャー等）と過給器無の両仕様が存在する場合は、各々に設定されている車両重量の最小値とし、その車両重量から50kg減量された値とする。

4.3.2) ダートトライアル競技（非舗装路面で行うその他の種目を含む）に参加する車両は、当該自動車製造者発行のカタログに記載された主要諸元一覧表の同一車両型式に設定されている車両重量の内、最小値とする。ただし、同一車両型式に過給器付（ターボチャージャー、スーパーチャージャー等）と過給器無の両仕様が存在する場合は、各々に設定されている車両重量の最小値とする。

第6章 スピードB車両規定

1. 1.7) けん引用穴あきブラケットを下記の通り改める。

すべての車両は、前後にけん引用穴あきブラケットを備えなければならない。このけん引用穴あきブラケットは、車両をけん引して移動するのに取付け部分も含め十分な強度を有していなければならない。車両が砂地に停車したときでも使用が可能な位置に取付けられていなければならない。

新たに金属製のけん引用穴あきブラケットを装着する場合は下記の要件を満たすこと。

- ①材質は、スチール製でなければならない。
- ②最小内径：50mm（車両に装着した状態で直径50mmおよび長さ50mmの丸棒が通ること）。
- ③内径の角部はRを付けて滑らかにすること。
- ④板製の場合、最小断面積（取付け部分も含む）：100mm²
- ⑤丸棒の場合、最小直径：10mm
- ⑥黄色、オレンジ色、あるいは赤色に塗装されていること。

なお、可倒式、および上記②を満たすケーブルフープ式（ダートトライアル競技を除く）も許される。

第7章 スピードSC車両規定

1. 1.5) けん引装置を下記の通り改める。
 すべての車両は競技に際して前後にけん引装置を備えること。新たに取付ける場合の金属製のけん引用穴あきブラケットは下記の要件を満たすこと。
 ①材質は、スチール製でなければならない。
 ②最小内径：50mm（車両に装着した状態で直径50mmおよび長さ50mmの丸棒が通ること）。
 ③内径の角部はRを付けて滑らかにすること。
 ④板製の場合、最小断面積（取付け部分も含む）：100mm²
 ⑤丸棒の場合、最小直径：10mm
 ⑥黄色、オレンジ色、あるいは赤色に塗装されていること。
 なお、可倒式、および上記②を満たすケーブルフープ式（ダートトライアル競技を除く）も許される。

2. 6.1) ブレーキシシステムを下記の通り改める。
 自由。駐車ブレーキも自由とするが、左右同時且つ確実に作動しなくてはならない。
3. 第8条タイヤおよびホイールを下記の通り改める。
 ホイールスペーサーを含み自由。ただし、タイヤは地表以外の他の部分と接触してはならない。
 なお、タイヤのウォームアップ、クールダウン、溶剤塗布等は行わないこと。

第8章スピードD車両規定

1. 1.1) けん引用穴あきブラケットを下記の通り改める。
 車両は前後にけん引用穴あきブラケットを備えること。このけん引用穴あきブラケットは車両をけん引して移動するのに取り付け部分も含め十分な強度を有すること。車両が砂地に停車した場合でも使用可能な位置に取り付けられていなければならない。けん引用穴あきブラケットは下記の要件を満たすこと。
 なお、単座席、2座席レーシングカーについては、牽引して移動する際に十分な強度を有する牽引可能な位置（前後各1箇所または前後とも同一であれば1箇所）を黄色、オレンジ色あるいは赤色の塗装で明示することにより、下記要件を免除する。
 新たに金属製のけん引用穴あきブラケットを装着する場合は下記の要件を満たすこと。
 ①材質は、スチール製でなければならない。
 ②最小内径：50mm（車両に装着した状態で直径50mmおよび長さ50mmの丸棒が通ること）。
 ③内径の角部はRを付けて滑らかにすること。
 ④金属板製の場合、最小断面積（取付け部分も含む）：100mm²
 ⑤鋼鉄製丸棒の場合、最小直径：10mm
 ⑥黄色、オレンジ色、あるいは赤色に塗装されていること。
 なお、可倒式、および上記②を満たすケーブルフープ式（ダートトライアル競技を除く）も許される。

2. 1.10) タイヤを下記の通り改める。
 自由。タイヤはいかなる状態のときにも他の部分と接触してはならない。
 なお、タイヤのウォームアップ、クールダウン、溶剤塗布等は行わないこと。

第9章スピードA E車両規定

1. 1.5) けん引用穴あきブラケットを下記の通り改める。
 すべての車両は、前後にけん引用穴あきブラケットを備えなければならない。このけん引用穴あきブラケットは、車両をけん引して移動するのに取付け部分も含め十

分な強度を有していなければならない。車両が砂地に停車したときでも使用が可能な位置に取り付けられていなければならない。

新たに金属製のけん引用穴あきブラケットを装着する場合は下記の要件を満たすこと。

- ①材質は、スチール製でなければならない。
 ②最小内径：50mm（車両に装着した状態で直径50mmおよび長さ50mmの丸棒が通ること）。
 ③内径の角部はRを付けて滑らかにすること。
 ④板製の場合、最小断面積（取付け部分も含む）：100mm²
 ⑤丸棒の場合、最小直径：10mm
 ⑥黄色、オレンジ色、あるいは赤色に塗装されていること。
 なお、可倒式、および上記②を満たすケーブルフープ式（ダートトライアル競技を除く）も許される。

2. 4.2) を下記の通り改める。
 最低重量：当該自動車製造者発行のカタログ等に記載された主要諸元一覧表の同一車両型式に設定されている車両重量の内、最小値とする。ただし、同一車両型式に過給器付（ターボチャージャー、スーパーチャージャー等）と過給器無の両仕様が存在する場合は、各々に設定されている車両重量の最小値とする。

IV. 第4編 付則：

レース競技に参加するドライバーの装備品に関する付則

1. 「2. 適用」を下記の通り改める。
 1) 下表に従い装備品を着用すること。
 ◎：着用義務 ○：着用推奨（国際競技では義務付け）

競技種別	競技用ヘルメット	耐火炎レーシングスーツ	耐火炎アンダーウェア	耐火炎パラクラバズ	耐火炎ソックス	耐火炎シューズ	耐火炎グローブ	頭部および頸部の保護装置(FHRシステム)
レース競技	◎	◎	○	◎	○	◎	◎	○ 下記2)参照

- 2) 頭部および頸部の保護装置の着用義務
 (1) 排気量2,000cc未満の自動車登録番号標付車両を除くレース競技において、2015年1月1日から着用が義務付けられる。
 (2) すべてのレース競技において、2017年1月1日から着用が義務付けられる。

レース競技における安全ベルトに関する付則

1. 「3. 装備、装着」を下記の通り改める。
 1) フルハーネス式の4点式以上を装備し、競技中は常に装着すること。（図1、図3参照）
 2015年1月1日以降に公認または登録された車両については、フルハーネス式の5点式以上を装備することが義務付けられる。
 2) ~ 4) (略)

以上

JAF国内スピード行事競技コースの公認に関する規定の一部改正について

[公示No.2013-081]

標記規定を一部改正いたしましたので、お知らせいたします。

第1条 (略)

第2条 公認および競技の開催

公認スピード行事競技に使用されるコースは、JAFの公認を必要とする。

ただし、ジムカーナとダートトライアルのクローズド競技については、公認コースの使用を推奨する。

JAFはスピード行事競技コースを公認する際、1級から3級までの格式と付与する。各級の開催できる競技会の内容および具備すべき要件は次の表2-1の通りである。

ただし、臨時コースについては、開催できる競技会の内容および具備すべき要件について個別に審査が行われる。

表2-1：コース格式と開催できる競技会の内容および具備すべき要件

	開催できる競技会の格式	1級 準1級 2級 3級				
		国内競技以下	国内競技以下	準国内競技以下	地方競技以下	
コース格式と開催できる競技会の内容	ジムカーナ	P,P,N,N, S,A,B, A,E,S,C, D	P,P,N,N, S,A,B, A,E,S,C	P,P,N,N, S,A,B, A,E,S,C	P,P,N,N, S,A,B, A,E	
	出走可能車両クラス	P,P,N,N, S,A,B, A,E,S,C, D	—	P,P,N,N, S,A,B, A,E, S,C,D	P,P,N,N, S,A,B, A,E	
	ダートトライアル	P,P,N,N, S,A,B, A,E,S,C, D	—	P,P,N,N, S,A,B, A,E, S,C,D	P,P,N,N, S,A,B, A,E	
	観衆導入	○	○	○	×	
安全体制	防護設備	第9条安全基準に合致した防護設備	○	○	○	○
	消火体制	第9条安全基準に合った消火体制	○	○	○	○
	救急施設	第9条安全基準に合った救急施設(救護室および救急活動専用車両)	○	○	○	○
	観衆	観衆に対する安全基準を満たした観衆エリアの仕切り設備	○	○	○	×

施設設備	パドック	参加台数を収容できるパドックの設置	○	○	○	○
	参加者用掲示板	参加者用掲示板の設置	○	○	○	○
	駐車場	十分な台数を収容できる駐車場の設置	○	○	○	×
	施設案内板	施設案内板の設置	○	○	○	×
	車検場	隔離された車検場の設置	○	○	×	×
	本部建物	競技会の運営、管理を行うための建物の設置	○	○	×	×
	審査委員会室	審査委員会室の設置	○	○	×	×
	放送設備	放送設備の設置	○	○	×	×
	施設管理	コース施設管理責任者の選任	○	○	×	×

第3条～第4条 (略)

第5条 公認の手続き

公認申請手続きは、以下の通りとする。

1. ～2.2) (略)

3) 競技コース全体図：

競技コース全体図には次の施設を明記すること。

- (1)防護設備
- (2)救急施設
- (3)パドック
- (4)参加者用掲示板
- (5)観衆導入エリア (通路を含む) (2級以上)
- (6)施設案内板 (2級以上)
- (7)一般駐車場 (2級以上)
- (8)再車検場 (1級及び準1級)
- (9)本部建物 (1級及び準1級)
- (10)審査委員会室 (1級及び準1級)
- (11)放送設備 (スピーカー設置箇所) (1級及び準1級)

4) ～5) (略)

第6条～第10条 (略)

第11条 施行年月日

本規定は、2014年1月1日より施行する。

国内スピード行事コースの新規公認について

[公示No.2013-082]

「JAF国内スピード行事コースの公認に関する規定」に基づき、下記のとおり、2013年度のコース公認をいたしましたのでお知らせいたします。

・スピードパーク恋の浦

コース所在地：福岡県福津市波641

コース申請者：モータースポーツレーシングクラブラスカル

TEL:092-621-0664

コースの種別：ジムカーナコース

公認の種別：準常設1級

公認有効開始：2013年7月5日～

・岡山国際サーキット レーシングコース

コース所在地：岡山県美作市滝宮1210

コース申請者：株式会社岡山国際サーキット

TEL:0868-74-3311

コースの種別：ジムカーナコース

公認の種別：常設1級

公認有効開始：2013年7月10日～

・日本海間瀬サーキット

コース所在地：新潟県新潟市西浦区間瀬610

TEL:0256-85-2201

コース申請者：ドリフトマッスルクラブ

コースの種別：ドリフト競技限定コース

公認の種別：準常設1級

公認有効開始：2013年7月10日～